

別表第2（第17条関係）

項目	測定方法
カドミウム	日本産業規格K0102—3 14・3、14・4又は14・5に定める方法
全シアン	日本産業規格K0102—2 9・3・2若しくは9・3・3の蒸留操作を行い、9・4、9・5若しくは9・6(ただし、蒸留操作は装置にて行わない。)の分析を行う方法又は昭和46年環境庁告示第59号付表1(蒸留操作は装置にて行う。)に掲げる方法
有機燐	日本産業規格K0102—4 7・2・1及び7・2・3に定める方法又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはE P Nにあつては日本産業規格K0102—4 7・2・1、7・2・2・2及び7・2・5又は7・2・1及び7・2・6に定める方法(ただし、7・2・6に定める方法により測定する場合において、7・2・2のクリーンアップを行うときは、7・2・2・2に定める操作とする。)
鉛	日本産業規格K0102—3 13・2、13・3、13・4又は13・5に定める方法
六価クロム	日本産業規格K0102—3 24・3(24・3・3及び24・3・7を除く。)に定める方法
砒素	日本産業規格K0102—3 20・3、20・4又は20・5に定める方法
総水銀	昭和46年環境庁告示第59号付表2に掲げる方法
アルキル水銀	昭和46年環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
PCB	昭和46年環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
銅	日本産業規格K0102—3 11・3、11・4、11・5又は11・6に定める方法
ジクロロメタン	日本産業規格K0125 5・1、5・2又は5・3・2に定める方法
四塩化炭素	日本産業規格K0125 5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	平成9年3月環境庁告示第10号付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	日本産業規格K0125 5・1、5・2、5・3・1又は5・3・2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	日本産業規格K0125 5・1、5・2又は5・3・2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	シス体にあつては日本産業規格K0125 5・1、5・2又は5・3・2に定める方法、トランス体にあつては日本産業規格K0125 5・1、5・2又は5・3・1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	日本産業規格K0125 5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	日本産業規格K0125 5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
トリクロロエチレン	日本産業規格K0125 5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
テトラクロロエチレン	日本産業規格K0125 5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	日本産業規格K0125 5・1、5・2又は5・3・1に定める方法
チウラム	昭和46年環境庁告示第59号付表5に掲げる方法
シマジン	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	日本産業規格K0125 5・1、5・2又は5・3・2に定める方法
セレン	日本産業規格K0102—3 26・2、26・3又は26・4に定める方法

ふっ素	日本産業規格K0102—2 5・2及び5・3、5・2及び5・4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて千ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格K0170—6 6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は5・2(蒸留操作を行う場合にあっては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、蒸留操作を省略することができる。)及び5・5に定める方法
ほう素	日本産業規格K0102—3 5・2、5・5又は5・6に定める方法
1,4-ジオキサン	昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
水素イオン濃度	日本産業規格K0102—1 12に定める方法

- 備考1 この表の項目の欄中「有機燐」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。
- 2 この表の項目の欄中「銅」の検査は、土砂等による埋立て等の用に供する場所の利用目的が農用地である場合に行う。